

新蒲地総第1062号

令和3年12月23日

西蒲区自治協議会

会長 長井 正雄 様

新潟市長 中原 八一

(担当：西蒲区役所地域総務課)

西蒲区スポーツ施設の廃止について（意見聴取）

新潟市区自治協議会条例（平成18年条例第74号）第7条第1項第2号の規定により、下記事項について貴自治協議会に意見を求めます。

記

西川テニスコートの廃止について

西蒲区スポーツ施設の廃止について

1 概要

設備の老朽化により、現在利用を休止している西川テニスコートについて、条例改正を行い廃止するもの。

2 施設

西川テニスコート

住所 新潟市西蒲区榎島 801 番地

- ・昭和 5 6 年設置
- ・令和 3 年 3 月より利用休止中

現状：別紙のとおり

3 条例改正について

- ・新潟市体育施設条例の一部改正（令和 4 年 2 月議会 上程予定）
- ・新潟市体育施設条例施行規則の一部改正（令和 4 年 2 月議会 上程予定）

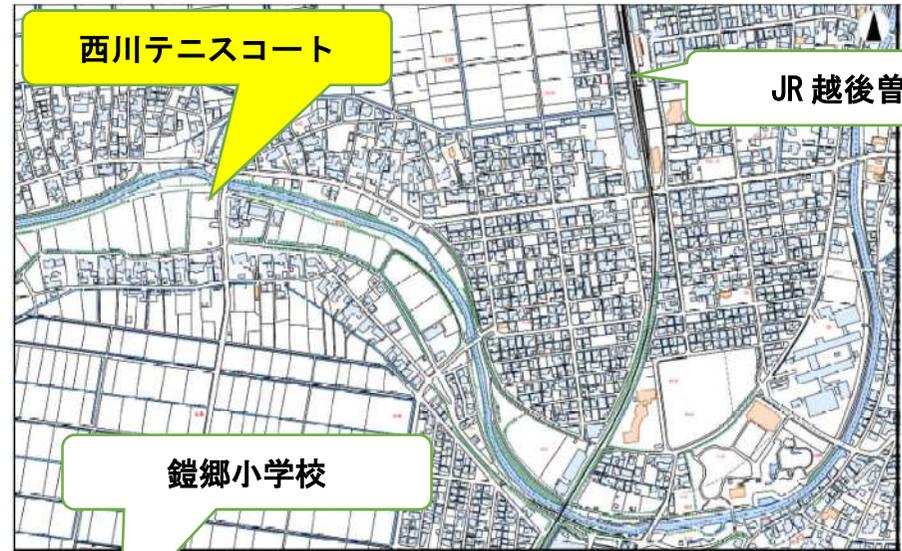
4 施行

令和 4 年 4 月～

①フェンスの状況



②コート面の状況



西川テニスコート

JR 越後曾根駅

鎧郷小学校